

令和3年4月1日  
生食発0401第21号  
2食産第6875号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務局長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から中華人民共和国（以下「中国」という。）向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙CN-S1「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、昨年12月、中国海関総署から、中国の衛生基準の詳細に係るチェックリストが示されるとともに、施設認定時に当該チェックリストへの適合性についての点検を求められました。

このため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第21条を改正し、中国に輸出される水産物に係る認定手数料を改定するとともに、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

## 記

### 1 施設の認定要件について

中国側から示された衛生基準の詳細なチェックリスト等を踏まえ、施設の認定要件並びに認定申請書（要綱別紙様式 1 - 1）及びその添付書類を見直した  
こと。

なお、現に認定を受けている施設にあつては、令和 3 年 2 月 12 日付生食監  
発 0212 第 1 号及び生食監発 0212 第 2 号「中国政府の要請に基づく輸出水産  
食品認定施設に係る衛生要件の点検等の実施について（依頼）」により、現在、  
衛生要件の点検等を実施しており、衛生要件に適合することが確認された場合  
は、引き続き認定施設として取り扱うこととする。

### 2 施設の認定等の手続について

1 の施設の認定要件の変更に伴い、施設認定機関は、認定申請を受理した  
後、書類審査に加え、現地調査を行うこととし、施設認定書様式（別紙様式  
17）及び変更承認書様式（別紙様式 18）を追加したこと。

### 3 衛生証明書発行実績の報告について

報告様式（別紙様式 13）に、輸出重量（Kg）及び品名（別紙様式 8 - 1 の  
I の 1. ①商品名を記載）を追加したこと。

なお、令和 2 年度の衛生証明書発行実績報告については、これまでの様式を  
使用して差し支えないこととする。

### 4 その他

所要の改正を行ったこと。